

特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

( 年分 )

氏名 \_\_\_\_\_

特別試験研究費の額 (⑭の計)	①	円	調整前事業所得税額	⑦	円
控除対象済特別試験研究費の額	②		本年税額基準額 (⑦× $\frac{10}{100}$ )	⑧	
差引対象特別試験研究費の額 (①-②)	③		本年税額控除可能額 (⑥と⑧のうち少ない金額)	⑨	
同上のうち税額控除割合が30%である 試験研究に係る特別試験研究費の額 (③と⑮のうち少ない金額)	④		調整前事業所得税額超過構成額	⑩	
③のうち税額控除割合が25%である試験 研究に係る特別試験研究費の額 (③-④)と⑯のうち少ない金額)	⑤		所得税額の特別控除額 (⑨-⑩)	⑪	
特別研究税額控除限度額 (④× $\frac{30}{100}$ +⑤× $\frac{25}{100}$ + (③-④-⑤) × $\frac{20}{100}$ )	⑥				

特別試験研究費の額の明細

措法第10条第6項 各号の該当号	特別試験研究の内容	特別試験研究費の額
⑫	⑬	⑭
第1号・第2号・第3号		円
第1号・第2号・第3号		
第1号・第2号・第3号		
第1号・第2号・第3号		
第1号・第2号・第3号		
計		
⑭の計のうち⑫が第1号である特別試験研究に係る特別試験研究費の額	⑮	
⑭の計のうち⑫が第2号である特別試験研究に係る特別試験研究費の額	⑯	

## 特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第6項に規定する特別試験研究費の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

### 1 記載要領

(1) 「②」欄には、『試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄、もしくは、『中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄の金額を記載します。

(2) 「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i} + \text{ii}（※2）}$$

i …事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii …総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の5の3）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

(3) 「⑨」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑦」欄のBの金額を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条第6項